

報道関係者 各位

平成 26 年 8 月 8 日 (金)

【照会先】

大臣官房厚生科学課

課長補佐 工藤 俊明(内線 3819)

医政局研究開発振興課

課長補佐 南川 一夫

主 査 吉岡 恭子(内線 4163)

(代表電話) 03(5253)1111

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（案）

に関するパブリックコメントを開始

厚生労働省では、文部科学省とともに、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（案）に関するパブリックコメントを実施しますので、お知らせします。（同時発表：文部科学省）

○趣旨

厚生労働省及び文部科学省では、両省による合同会議を開催し、「疫学研究に関する倫理指針」（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）及び「臨床研究に関する倫理指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）の見直しに関する検討を進めてきました。

このたび、両指針を統合し、新たに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を制定することとしました。

つきましては、本件に関し、行政手続法第 39 条などに基づき、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の案（概要：別紙）について、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

1. 実施期間

平成 26 年 8 月 9 日（土）～平成 26 年 9 月 7 日（日）

2. 意見募集の対象

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（案）の全文は、e-Gov <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000707&Mode=0> に掲載予定です。

意見の提出方法等は、上記 URL を御参照ください。

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（案）

概要

平成26年8月8日

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発振興課

経緯

- 「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）は、ともに医学系研究に関する指針であり、概ね5年ごとに見直しを図ることとなっている。
- 近年の研究の多様化に伴い両指針の適用範囲が複雑になっており、関係者から両指針の調整の必要性が指摘されていた。
- 文部科学省・厚生労働省両省の合同会議で両指針の見直しを一体的に検討。
- 見直しに当たっては、厚生労働省「高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会」で示された再発防止策等も踏まえて検討。

指針（案）の構成

前文	第5章 インフォームド・コンセント等
第1章 総則	第6章 個人情報等
第2章 研究者等の責務等	第7章 重篤な有害事象への対応
第3章 研究計画	第8章 研究の信頼性確保
第4章 倫理審査委員会	第9章 その他

主な内容

- 「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研究に関する倫理指針」を統合し、人を対象とする医学系研究において求められる事項を整理。
 - 現行の指針では、指針の施行に関し必要な事項について細則（局長通知）を定めているが、統合指針では、指針の規定内容の具体的な例示や解釈・解説を「ガイドンス」として示すこととする。
- 研究機関の長及び研究責任者等の責務に関する規定の整備
 - 研究機関の長へ研究に対する総括的な監督義務（必要な体制・規定の整備、補償の確保等）を課すとともに、研究責任者の責務（研究者の指導、管理等）を明確化。
 - 研究者等への教育・研修の規定を充実。
- いわゆるバンク・アーカイブに関する規定の新設
 - 試料・情報を収集し、他の研究機関に反復継続して研究用に提供する機関に本指針を適用。

- 倫理審査委員会の機能強化と審査の透明性確保
 - 委員構成、審議・議決の成立要件、教育・研修、情報公開に関する規定を充実。
- インフォームド・コンセント等に関する規定の整備
 - 研究対象者(被験者)に生じる負担・リスクに応じて、文書又は口頭によるインフォームド・コンセントの手続を整理。
 - 未成年者等を研究対象者(被験者)とする場合、親権者等のインフォームド・コンセントに加えて、研究対象者本人にも理解力に応じた分かりやすい説明を行い、研究についての賛意(インフォームド・アセント)を得るよう努める。
- 個人情報等の保護に関する規定の整備
 - 研究対象者の個人情報に限らず、研究の実施に伴って取得される個人情報等を広く対象とする。
- 利益相反の管理に関する規定の整備
 - 研究責任者や研究者が執るべき措置(研究計画への記載等)を明確化。
- 研究に関する試料・情報等の保管に関する規定の整備
 - 侵襲(軽微な侵襲を除く。)かつ介入を伴う研究に係る情報等は、研究終了後5年又は結果の最終公表後3年のいずれか遅い日までの期間、保管を新たに義務付け。
- モニタリング・監査に関する規定の新設
 - 侵襲(軽微な侵襲を除く。)かつ介入を伴う研究について、研究責任者に対し、モニタリングや第三者的な立場の者による監査の実施を新たに義務付け。

今後の予定

- 行政手続法に基づく意見募集(パブリックコメント)その他所要の手續を経て、文部科学省・厚生労働省の共管告示として公布。

疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議 委員名簿

氏名	所属	疫学指針		臨床指針
		文科	厚労	
あとみ 跡見 裕	杏林大学 学長			○
いそべ 磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	○		
いだ 位田 隆一	同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 特別客員教授		○	○
いまむら 今村 定臣	(公社)日本医師会 常任理事		○	○
かどわき 門脇 孝	東京大学医学部附属病院 院長			○
かわむら 川村 孝	京都大学環境安全保健機構 健康科学センター長・教授	○		
くすおか 楠岡 英雄	(独)国立病院機構大阪医療センター 院長			○
くぼ 久保 充明	(独)理化学研究所統合生命医科学研究センター疾患多様性医科学研究部門 副センター長	○		
こだま 児玉 聰	京都大学大学院文学研究科 准教授	○		
ごとう 後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科 教授	○		
さなだ 真田 弘美	(公社)日本看護協会 副会長			○
しんぼ 新保 韶郎	一般社団法人太田綜合病院 常任理事		○	
そぶえ 祖父江 友季	大阪大学大学院医学系研究科社会環境医学講座環境医学 教授	○		
たしろ 田代 志門	昭和大学研究推進室 講師			○
たまこし 玉腰 晓子	北海道大学大学院医学研究科予防医学講座公衆衛生学分野 教授	○		
ちの 知野 恵子	(株)読売新聞東京本社 編集委員	○	○	
つがね 津金 昌一郎	(独)国立がん研究センターがん予防・検診研究センター センター長	○		
つちや 土屋 文人	(公社)日本薬剤師会 副会長			○
なおえ 直江 知樹	(独)国立病院機構名古屋医療センター 院長			○
なかじま 中島 信也	(公社)日本歯科医師会 常務理事			○
ながみず 永水 裕子	桃山学院大学法学部 准教授	○		
なかむら 中村 好一	自治医科大学公衆衛生学教室 教授	○	○	
はない 花井 十伍	全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人 (大阪HIV薬害訴訟原告団代表)		○	○
ふくい 福井 次矢	聖路加国際病院 院長	○	○	○
ふじわら 藤原 康弘	(独)国立がん研究センター 企画戦略局長			○
まるやま 丸山 英二	神戸大学大学院法学研究科 教授	○	○	○
みやた 宮田 満	日経BP社 特命編集委員			○
やまがた 山縣 然太朗	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授	○	○	
わたなべ 渡邊 裕司	浜松医科大学医学部臨床薬理学 教授			○

◎ : 委員長 (主査) ○ : 委員長代理 (主査代理)

検討の経過

平成24年10月18日（厚生労働省）

第74回 厚生科学審議会 科学技術部会

- 疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会の設置

平成24年12月7日（文部科学省）

第26回 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会

- 疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会の設置

平成24年12月27日（厚生労働省）

第1回疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会 第1回臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会合同委員会

- 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の現状等について

平成25年1月31日（文部科学省）

第1回疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会

- 疫学研究に関する倫理指針の現状等について

平成25年2月20日（文部科学省・厚生労働省合同）

第1回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

- 両指針に対する各委員からの意見陳述①

平成25年3月13日（文部科学省）

第27回 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会

- 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する進捗状況報告

平成25年3月14日（文部科学省・厚生労働省合同）

第2回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

- 両指針に対する各委員からの意見陳述②

平成25年4月18日（厚生労働省）

第77回 厚生科学審議会 科学技術部会

- 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する進捗状況報告

平成25年4月25日（文部科学省・厚生労働省合同）

第3回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○疫学研究倫理指針及び臨床研究倫理指針の見直しに当たり検討すべき事項①

- ・総論（疫学研究倫理指針及び臨床研究倫理指針の統合に向けた検討に当たっての基本的な視点）
- ・疫学研究倫理指針と臨床研究倫理指針の統合について
- ・統合した場合の指針の適用範囲について
- ・個人情報の取扱いについて

平成25年5月29日（文部科学省・厚生労働省合同）

第4回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○疫学研究倫理指針及び臨床研究倫理指針の見直しに当たり検討すべき事項②

- ・インフォームド・コンセントについて
- ・未成年者や被後見人に係る代諾及び再同意の手続について①

平成25年6月26日（文部科学省・厚生労働省合同）

第5回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○疫学研究倫理指針及び臨床研究倫理指針の見直しに当たり検討すべき事項③

- ・未成年者や被後見人に係る代諾及び再同意の手続について②
- ・倫理審査委員会の審査の質を担保する仕組みについて
- ・研究の質について

平成25年7月25日（文部科学省・厚生労働省合同）

第6回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○疫学研究倫理指針及び臨床研究倫理指針の見直しに当たり検討すべき事項④

- ・被験者への補償について
- ・治験制度に対応した臨床研究の届出・承認制度の整備について
- ・用語の整理について
- ・前回までの会議で議論した項目全般について

平成25年8月21日（厚生労働省）

第79回 厚生科学審議会 科学技術部会

○疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する進捗
状況報告

平成25年8月22日（文部科学省・厚生労働省合同）

第7回疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する中間取

りまとめ（案）

平成25年9月11日（文部科学省）

第28回 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会

○疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する中間取りまとめ（案）

平成25年9月24日～10月23日（文部科学省・厚生労働省合同）

疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する中間取りまとめに対する意見募集

平成25年12月13日（文部科学省・厚生労働省合同）

第8回 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに関する中間取りまとめに対する意見募集の結果報告

○中間取りまとめ及び意見募集の結果を踏まえた検討

・統合指針（草案）の構成について

・統合指針（草案）各章の概要について

平成26年2月26日（文部科学省・厚生労働省合同）

第9回 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○統合指針（草案）の検討①

平成26年3月26日（文部科学省・厚生労働省合同）

第10回 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○統合指針（草案）の検討②

平成26年5月1日（文部科学省・厚生労働省合同）

第11回 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議

○統合指針（草案）の検討③（取りまとめ）

平成26年5月26日（厚生労働省）

第84回 厚生科学審議会 科学技術部会

○人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（草案）の了承

平成26年6月4日（文部科学省）

第29回 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会

○人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（草案）の了承